

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、下記のとおり公表します。

平成20年9月24日

田子町長 松橋良則

記

〈健全化判断比率〉

指 標	田 子 町	政令の規定による田子町の適用比率	
	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－%	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	－%	20.0%	40.0%
実質公債費比率	24.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	190.3%	350.0%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」と表示しています。

〈資金不足比率〉

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業特別会計	－%	20.0%

※資金不足がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。

健全化判断比率及び資金不足比率説明資料

平成20年9月24日現在

1. 財政健全化法の概要について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。また、平成20年度決算からは、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計(地方公共団体本体の会計)において、赤字額が標準財政規模の20%を超えるといきなり財政再建団体となり、注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

2. 早期健全化段階とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告します。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、住民に公表します。

また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受けることとなります。

3. 財政再生段階とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣、県知事に協議し、その同意を求めると、確実な再生を図る見地からより国・県の関与を受けることとなります。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。なお、財政再生計画を総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行することができません。

4. 健全化判断比率の状況及び算定方法

平成19年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

指 標	田 子 町	政令の規定による田子町の適用比率	
	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15.0 %	20.0 %
連結実質赤字比率	— %	20.0 %	40.0 %
実質公債費比率	24.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	190.3 %	350.0 %	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

(1) 実質赤字比率 ⑱赤字額なし 【早期健全化基準 15.0 %】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額: 一般会計及び学校給食センター特別会計、 ケーブル・プラザ特別会計に係る実質赤字の合計額	<u>+ 74,464 千円</u>
平成19年度各会計実質収支額 一般会計	+ 74,224 千円
学校給食センター特別会計	0 千円
ケーブル・プラザ特別会計	+ 240 千円
○標準財政規模: 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財 源の規模	<u>2,802,314 千円</u>

(2) 連結実質赤字比率 ⑲赤字額なし 【早期健全化基準 20.0 %】

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額: 下記①及び②の合計額	<u>+ 257,038 千円</u>
①上記の一般会計等に公営事業(公営企業以外)に係る特別会計を加えた実質赤字額	
平成19年度各会計実質収支額 一般会計等	+ 74,464 千円
国民健康保険事業勘定特別会計	+ 61,410 千円
診療所及び老健事業特別会計	+ 16,284 千円
介護保険事業勘定特別会計	+ 33,661 千円
介護サービス事業勘定特別会計	+ 400 千円
老人保健特別会計	△ 19,987 千円
計	<u>+ 166,232 千円</u>
②公営企業に係る特別会計の資金不足額	
平成19年度資金不足(剰余)額 水道事業特別会計	+ 90,806 千円
○標準財政規模: 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財 源の規模	<u>2,802,314 千円</u>

(3) 実質公債費比率 ⑳ 24.6 % (㉑ 26.1 %) 【早期健全化基準 25.0 %】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると地方債を発行する際に許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}}$$

(3カ年平均) $\frac{-(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}}$

(参考) 単年度比率 ㉒ 28.14 % ㉓ 23.95 % ㉔ 21.82 %

○地方債の元利償還金:繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く	797,171 千円
○準元利償還金:下記①～⑤の合計額	177,218 千円
①満期一括償還地方債の一年あたりの元金償還金相当額	0 千円
②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	42,376 千円
病院事業債	42,312 千円
介護サービス施設整備事業債	64 千円
③組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金の額	106,237 千円
八戸地域広域市町村圏事務組合	1,731 千円
三戸郡福祉事務組合	3,330 千円
三戸地区環境整備事務組合	7,796 千円
三戸地区塵芥処理事務組合	80,971 千円
田子高原広域事務組合	12,409 千円
④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額:農道及び林道整備事業に係る元利補給補助金	27,845 千円
⑤一時借入金の利子	760 千円
○特定財源:転貸債に係る回収金、地方債を財源として充てた事業からの収入金(公営住宅使用料、出資に対する配当金等)など	0 千円
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額:地方交付税の算定上、基準財政需要額に起債の償還額に応じて算入されるものであり、基準財政需要額とは合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもので、下記①及び②の合計額	464,186 千円
①元利償還金に係る基準財政需要額算入額	416,041 千円
災害復旧費等分	313,706 千円
事業費補正分	96,687 千円
密度補正分	5,648 千円
②準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	48,145 千円
災害復旧費等分	2,494 千円
事業費補正分	45,651 千円
密度補正分	0 千円
○標準財政規模:人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	2,802,314 千円

(4) 将来負担比率 ⑩ 190.3 % 【早期健全化基準 350.0 %】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額:下記①～⑧の合計額	8,837,713 千円
①一般会計等の平成19年度末地方債現在高	6,986,839 千円
②債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法5条各号の経費に係るもの):農道及び林道整備事業に係る元利補給補助金	121,932 千円
③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	29,988 千円
病院事業債	29,988 千円
介護サービス施設整備事業債	0 千円

④一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充当する負担見込額	239,449 千円
八戸地域広域市町村圏事務組合	7,544 千円
三戸郡福祉事務組合	18,938 千円
三戸地区環境整備事務組合	7,664 千円
三戸地区塵芥処理事務組合	154,337 千円
田子高原広域事務組合	50,966 千円
⑤退職手当支給予定額:全職員(町長他142人)に対する期末要支給額のうち一般会計等の負担見込額	1,459,505 千円
⑥設立法人の負債等にかかる一般会計等の負担見込額	0 千円
⑦連結実質赤字額:上記(2)で算定した額	0 千円
⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0 千円
○充当可能基金額:①～⑥に充てることができる基金	220,537 千円
○特定財源見込額:転貸債に係る回収金、地方債を財源として充てた事業からの収入金(公営住宅使用料、出資に対する配当金等)など	0 千円
○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:今後、地方交付税の算定上基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金	4,166,279 千円
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額:上記(3)で算定した額	464,186 千円
○標準財政規模:人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模	2,802,314 千円

5. 公営企業の資金不足比率の状況及び算定方法

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成19年度の上水道事業においては、資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当ありません。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業特別会計	— %	20.0 %

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

○資金の不足額(法適用企業の場合): (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるため発行した地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

平成19年度水道事業会計決算	流動負債	951 千円
	建設改良費等以外の経費に充てた地方債現在高	0 千円
	流動資産	91,757 千円
	解消可能資金不足額	0 千円
	資金剰余額	90,806 千円
○事業の規模(法適用企業の場合): 営業収益の額-受託工事収益の額		
平成19年度水道事業会計決算	営業収益	172,696 千円
	受託工事収益の額	0 千円
	事業規模	172,696 千円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

健全
財政

財政
悪化

健全段階

■ 指標整備と開示の徹底

- 各会計をカバーする**新たなフロー指標**及び公営企業、公社、第3セクター等の影響も含めた**ストック指標**を導入(別紙参照)
- 実質収支(赤字)比率等、既存指標も活用し、全団体に指標を公表
- 監査委員の審査に付した上で公表

公営企業の 経営健全化

- 資金不足比率の公表
- 比率が基準以上となった場合には、自ら**経営健全化計画**を策定(議会議決・住民公表)することを**義務付け**
- 実施状況の公表、国・都道府県からの**勧告**

財政の早期健全化

■ 自主的な改善努力による財政健全化

- 自ら**財政健全化計画**を策定し、**議会の議決**を経て住民に公表することを**義務付け**
- 実施状況は毎年度住民に公表。全国的な状況も公表
- 実施状況が**目標から大きく乖離する場合**等には、**国・都道府県が勧告**
- 外部監査の義務付け

財政の再生

■ 国・都道府県の関与による確実な再生

- **財政再生計画**(具体的な経費削減策等)を策定し、**議会の議決**を経て住民に公表することを**義務付け**
- 財政再生計画は、**国・都道府県に協議し、同意**を求める
 - 【同意無】
 - ・建設事業等に係る**地方債の発行を制限**
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、総務大臣の許可を得て、償還年限が再生計画の計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- 財政再生計画を**予算編成に反映**。実施状況等は毎年度住民に公表
- 確実な再生を図る見地から、**国・都道府県**が必要に応じ、調査実施や対応を求めるなど**一定の関与**

【現行指標の対象範囲】

【指標の対象範囲】



